

都指針構成及び検討事項について(案)

都指針 ... 「宗教上の理由による輸血拒否への対応について」(平成6年東京都立病産院倫理委員会報告)

資料5

都指針構成		検討事項	参照箇所
	ガイドライン設定の背景	都指針策定から現在までの社会的背景について追記が必要	参考資料1 P1
	宗教上の理由による輸血拒否	-	
1	輸血拒否と医療	自己決定権の尊重から宗教上の理由による輸血拒否が配慮されつつあるとの記載があるが、特に子どもの宗教的理由による輸血拒否について社会的通念が時間の経過とともに変わってきているため、補足が必要か。	参考資料1 P2
2	宗教上の理由により輸血を拒否している宗教団体	-	
	ガイドラインの基本的な考え方	-	
1	ガイドラインの位置づけ	-	
2	ガイドラインの適用	-	
3	インフォームド・コンセント	子どもについても、患者の意思を尊重することが基本とあるが、最近の判例や社会的通念を鑑みて書きぶりを検討する必要があるか。	参考資料1 P3~P4
4	医師及びその他の医療従事者並びに医療機関の倫理的・法的責任	医師等への倫理的・法的責任について、追記が必要か検討	資料6-1 .1 参考資料1 P4
	対応についての基本的指針	乳幼児・小学生・中学生、高校生、成人の区分となっているが、年齢による区分に変更する必要があるか。	資料6-1 .2 参考資料1 P5
1	成人の場合(満18歳以上)	学会策定ガイドラインでは、転院勧告について触れているが、本指針ではどうするか。	資料6-1 .3 参考資料2 P1
	(意識障害がある場合)	-	
(1)	輸血拒否の書類等を持っている場合	-	
ア	家族が輸血を拒否している場合	-	
イ	家族が輸血を希望している場合	-	
(2)	輸血拒否の書類等を作成しているが、持っていない場合	-	
ア	家族が輸血を拒否している場合	-	
イ	家族が輸血を希望している場合	-	
(3)	輸血拒否の書類等を作成していない場合及び作成していることが確認できない場合	-	
2	子どもの場合(満18歳未満)	原則として親権を尊重し親の望む医療をする必要があるとあるが、最近の判例等に鑑み書きぶりを検討する必要があるか。	
(1)	乳幼児の場合	判例等を踏まえ、内容を改正するか検討が必要	
(2)	小学生・中学生の場合	-	
ア	意識障害がない場合	-	
(ア)	患者及び両親が輸血を拒否している場合	判例を踏まえ、内容を改正するか検討が必要	資料6-1 .4 参考資料1 P8~P12 参考資料2 P1、P4~P5
(イ)	患者及び一方の親は輸血を拒否しているが、他の親が輸血に同意している場合	判例を踏まえ、内容を改正するか検討が必要	
(ウ)	患者は輸血を拒否しているが、両親が輸血に同意している場合	判例を踏まえ、内容を改正するか検討が必要	
(エ)	患者は輸血を希望しているが、両親が輸血を拒否している場合	判例を踏まえ、内容を改正するか検討が必要	
(オ)	患者が意思を決定できず、両親が輸血を拒否している場合	判例を踏まえ、内容を改正するか検討が必要	
(カ)	患者が意思を決定できず、一方の親が輸血を拒否し、他の親が輸血に同意している場合	-	
イ	意識障害がある場合	判例を踏まえ、内容を改正するか検討が必要	
(3)	高校生の場合	本人が輸血を拒否し、親権者が輸血を希望した場合について、関連学会策定ガイドラインと差が生じているため、検討が必要	資料6-1 .5 参考資料1 P12 参考資料2 P1
	留意点	-	
1	輸血を行わない場合の留意点	-	
(1)	治療について	-	
(2)	輸血拒否と免責に関する文書	-	
(3)	説明して同意を得る努力	-	
2	輸血を行う場合の留意点	-	
(1)	治療について	-	
(2)	輸血拒否と免責に関する文書	-	
(3)	輸血の承諾に関する文書	-	
(4)	説明して同意を得る努力	-	
	その他	-	
1	自主的判断能力の有無につき疑問のある成人への対応	-	
2	妊婦への対応	胎児の生命を助けるためとはいえ、患者の宗教的信条を無視して輸血は出来ないとしているが、最近の国際的な動向を踏まえ書きぶりについて検討が必要か。	資料6-1 .6 参考資料1 P16~P17
3	医学上の理由による輸血拒否	-	
	様式	-	
	対応についての基本的指針の要旨	-	
	資料	-	